

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1198号から第1220号まで)

平成25年7月4日

平成25年7月4日

横浜市長 林 文子 様

横浜市鶴見区選挙管理委員会委員長 小山 和雄 様

横浜市神奈川区選挙管理委員会委員長 田中 紉 様

横浜市西区選挙管理委員会委員長 浅賀 達也 様

横浜市中区選挙管理委員会委員長 小島 弘之 様

横浜市南区選挙管理委員会委員長 山田 仁 様

横浜市港南区選挙管理委員会委員長 椿 實 様

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会委員長 竹村 泰長 様

横浜市旭区選挙管理委員会委員長 佐藤 満 様

横浜市磯子区選挙管理委員会委員長 岩月 竹一 様

横浜市金沢区選挙管理委員会委員長 谷口 道郎 様

横浜市港北区選挙管理委員会委員長 佐藤 ますみ 様

横浜市緑区選挙管理委員会委員長 河合 正紹 様

横浜市青葉区選挙管理委員会委員長 宮武 千恵子 様

横浜市都筑区選挙管理委員会委員長 佐藤 忠昭 様

横浜市戸塚区選挙管理委員会委員長 春成 貞幸 様

横浜市栄区選挙管理委員会委員長 長田 邦男 様

横浜市泉区選挙管理委員会委員長 鈴木 英正 様

横浜市瀬谷区選挙管理委員会委員長 安田 一磨 様

横浜市中心農業委員会会長 八木下 克己 様

横浜市南西部農業委員会会長 北村 豁 様

横浜市固定資産評価審査委員会委員長 徳江 義典 様

公立大学法人横浜市立大学理事長 田中 克子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成24年9月28日市市情第647号ほかの次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成24年2月8日及び15日付異議申立てに係る事務について」ほかの行政文書に係る一部開示決定に対する異議申立てについての別表に示す23件の
諮問

答 申

1 審査会の結論

別表に示す実施機関が、「平成24年2月8日及び15日付異議申立てに係る事務について」ほか別表に示す行政文書を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成24年2月8日及び15日付異議申立てに係る事務について」ほか別表に示す行政文書（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、別表に示す実施機関（以下「本件実施機関」という。）が、平成24年6月20日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 本件実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため本号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しないことから非開示とした。

イ 異議申立書（以下「本件異議申立書」という。）は、異議申立人（以下「本件申立人」という。）の氏名、住所及び年齢のほか、本件申立人の具体的な主張が記載されていることから、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報である。さらに、本件申立人が受けた開示等の決定内容とともに、本件申立人の率直な主張や見解がありのままだに記載されているものであって、仮に本件申立人の氏名等を非開示にしたとしても、当該異議申立ての詳細な内容が明らかとなり、本件申立人の権利利益が害されるおそれがあるため、その全体が本号本文に該当し、本号ただし書に該当しないことから非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 「横浜市行政情報ネットワーク（YCAN）のURL（以下「本件URL」と

いう。)」は、サーバ名やドメイン名などから、庁内ネットワーク構造を類推されることにより、端末の不正接続や侵入、マルウェアの混入が発生した場合の脅威が増大するおそれがあり、また職員のみが知りうる情報であり、開示することで成りすましなどに利用できる情報を提供することになるため、開示することにより、市の事務事業の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため本号柱書に該当する。

イ 職員の個人メールアドレスは、日常の事務において市役所内部の関係者や外部の関係者など、限られた者との連絡に使用されており、公になった場合、いたずらや偽計等に使用されるなどにより、メールアドレスを用いる本来の業務に支障を来すなどの弊害を生じるおそれがあることから、市の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号柱書に該当する。

ウ 非開示理由説明書中の「2 非開示とした理由(2)」(以下「本件理由」という。)は、開示請求に関する異議申立てへの対応についての検討段階の情報であり、開示することにより、異議申立て提起先の当事者である本市が具体的に対処するために内部的に行った検討の経緯や対応方針に係る意見交換に関する情報が明らかとなることによって生じる不利益を回避するため、率直な意見交換や詳細な記載をすることをちゅうちょすることとなり、その結果、本市内部における検討や協議に支障を来したり、異議申立てにおける適切な対応を困難にするおそれを否定できず、当事者としての地位が不当に害されるおそれがあるため、本号イに該当する。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人(以下「申立人」という。)が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の全てを取り消し、改めて行政文書ごとの適正な処分をせよ。
- (2) 移送決定通知書は瑕疵ある無効な決定である。
- (3) 本件実施機関の的確で具体的な処分理由説明を受け、追って異議理由を述べる。
適切な意見が述べられないので、本件実施機関の処分理由が具体的合理的に述べられた書面の提出を受けた上で改めて意見を述べる。
- (4) 実施機関毎の全面公開による審理を求める。審理日程は事前に文書で知らせることを求める。口頭意見陳述は不明確な処分理由説明に対しては適切な意見が述べら

れないから一つの実施機関当たり15分の割合での陳述時間の確保を求める。直ちに申立人に対し、審理予定を明らかにすべきである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成24年2月8日及び15日に提起された情報公開の開示決定等に対する異議申立て（以下「本件事案」という。）について、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）への諮問に係る手続に関する文書である。なお、本件事案は、平成24年4月16日に諮問第1216号から第1237号までの諮問がなされ、平成25年1月17日に審査会答申第1075号から第1096号までの答申を経て、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てに対する決定も終了している。

「平成24年2月8日及び15日付異議申立てに係る事務について」（以下「文書1」という。）は、市民局総務部市民情報室（以下「市民情報室」という。）が各実施機関に対し、審査会への諮問に係る手続について事務連絡を行った文書である。文書1は、諮問に係る手続の内容として諮問書のひな形等が記載されているほかに、非開示理由説明書には、諮問に係る手続の中で、各実施機関に提示した市民情報室の意見としての非開示理由の案文である本件理由が記載されている。

その余の文書である「平成23年12月28日鶴選管第160号による非開示決定に対する異議申立ての諮問について（平成24年4月鶴選管第2号）」ほか21件の文書（以下「文書2」という。）は、各実施機関が審査会に対し諮問することを意思決定した文書である。

本件実施機関は、文書1のうち、本件URL、職員の個人メールアドレス及び本件理由を条例第7条第2項第6号に該当するものとして非開示としている。また、文書2のうち、個人の氏名、住所及び電話番号並びに本件異議申立書を条例第7条第2項第2号に該当するものとして非開示としている。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることに

より、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができる」と規定している。

イ 本件実施機関は、個人の氏名、住所及び電話番号並びに本件異議申立書については、個人に関する情報であって特定の個人が識別できる情報であると主張している。

ウ 個人の氏名、住所及び電話番号は、本件申立人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文前段に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

エ 本件異議申立書は、本件申立人の氏名、住所、年齢のほか、異議申立てに関して本件申立人の主張が具体的に記載されている。

本件異議申立書のうち、個人の氏名、住所及び年齢は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることとなる情報であると認められる。

また、本件異議申立書には、本件申立人が受けた開示決定等の内容とともに、本件申立人の率直な主張や見解がありのままだに記載されているものであって、仮に本件申立人の氏名等を非開示にして公にしたとしても、当該異議申立ての詳細な内容が明らかとなり、本件申立人の権利利益が害されるおそれがあると認められる。したがって、本件異議申立書は、その全体が本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができる」と規定している。

イ 本件実施機関は、本件URL及び職員の個人メールアドレスが公になった場合、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、本件理由が公になった場合、異議申立てに係る当事者としての地位を不当に害するおそれがあると主張している。

ウ 本件URLについて

本件URLは、実施機関が庁内内部の独立したネットワークであるイントラネット上に構築し、庁内限定で供用するウェブページのURLである。

そうすると、当該イントラネットは、庁内の関係部署等を接続し、庁内職員等関係者のみを対象として事務又は事業に必要な情報の通信等処理を行うものであり、内部管理情報や個人情報等の取扱いに慎重を要する情報等を含むネットワー

クであることが容易に推測される。

そのため、本件URLは、不正アクセスの防止や情報漏えいの防止の観点から庁内職員等関係者以外に知られることがないように情報管理上、慎重に取り扱われるべきものであると認められる。また、本件URLが公になると、外部への情報漏えい、外部からの不正アクセス又はサーバ等ネットワークシステムへの攻撃を発生させかねないものである。

したがって、本件URLを公にすると、特定の範囲に限定し、または、特定の当事者に限定し、情報の共有、やり取り等を行うことを目的として本件URLを使用する事務又は事業の適正な遂行に支障を来すなどの弊害が生じるおそれがあることから本号柱書に該当する。

エ 職員の個人電子メールアドレスについて

職員の個人電子メールアドレスは、日常の事務において庁内又は庁外の関係者など限られた者との連絡を目的として使用するものであるから、公になった場合は、いたずらや偽計等に使用されるなどにより、メールアドレスを用いる本来の業務の適正な遂行に支障を来すなどの弊害が生じるおそれがあることから本号柱書に該当する。

オ 本件理由について

(ア) 本件理由は、市民情報室が各実施機関に対し提示した非開示理由の案である。

本件事案は、本件処分時点においては、審査会において審議中であることが認められる。そこで、本件理由を公にした場合に、今後の同種の事務の適正な遂行にどのような支障を与えるのかについて検討する。

(イ) 本件理由は、本件事案に係る非開示理由についての市民情報室の意見であり、各実施機関が、その事案について、その時点で、どのような資料を有し、どのような考え方を持って照会を行っていたかによって左右され得るものと解される。

このような市民情報室の意見は、個別の開示決定等に対する異議申立てへの対応のため、あくまで横浜市の内部において、その時点の状況及び資料に基づいて、今後の対応方針についての種々の可能性を自由かつ率直に検討することで最終的に適切な対応を行う過程において出される意見であって、本件理由における意見も、その時点の状況及び資料や実施機関の対応方針等の諸事情を前提とする具体的な対応方針であるとともに、中間的な過程において示された一応の見解であると認められる。

このような市民情報室の意見が記載されている文書を公にすることとなれば、一方の当事者である市が具体的に予想される個別の案件に対処するために内部的に行った検討の経緯や対応方針に係る意見交換に関する情報が明らかにされるのみならず、個別の案件に関する中間的な過程において示された対応方針であるのに、当該市民情報室の意見が前提とした諸事情と離れて、そこに記載された文言の内容のみによって、あたかもそれが同種の案件における市側の対応方針であるかのように理解されたり、または、これによって市側の対応方針が推測されたりすることにより、市側の対応方針についての一方的な評価を招き、個々の案件に対する市側の適切な対応を困難にさせるおそれがある。

- (ウ) このような事態を招くことは、市の機関の内部において、その時点の状況及び資料に基づいて、今後の対応方針について種々の可能性を自由かつ率直に検討し、最終的に適切な対応を行っている本件実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすことが認められる。

したがって、本件理由は、これを公にすると、本件実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、本号柱書に該当する。

- (4) 申立人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、本件実施機関が別表に示す本件申立文書を条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 金井恵里可

別表 横情審答申番号（以下「答申番号」という。）、諮問件名及び行政文書名称

答申番号及び 実施機関	諮 問 件 名
	行政文書名称
答申第1198号 横浜市長	平成24年9月28日市市情第647号による「平成24年2月8日及び15日付異議申立てに係る事務について」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
	平成24年2月8日及び15日付異議申立てに係る事務について
答申第1199号 横浜市鶴見区 選挙管理委員会	平成24年9月28日鶴選管第100号による「平成23年12月28日鶴選管第160号による非開示決定に対する異議申立ての諮問について（平成24年4月鶴選管第2号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
	平成23年12月28日鶴選管第160号による非開示決定に対する異議申立ての諮問について（平成24年4月鶴選管第2号）
答申第1200号 横浜市神奈川 区選挙管理委員会	平成24年9月28日神選管第121号による「平成23年12月28日神選管第181号による非開示決定に対する異議申立ての諮問について（平成24年4月神選管第2号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
	平成23年12月28日神選管第181号による非開示決定に対する異議申立ての諮問について（平成24年4月神選管第2号）
答申第1201号 横浜市西区選 挙管理委員会	平成24年9月28日西選管第95号による「平成24年2月15日行政文書非開示決定に関する異議申立に対する横浜市情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（平成23年度西選管第157号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
	平成24年2月15日行政文書非開示決定に関する異議申立に対する横浜市情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（平成23年度西選管第157号）
答申第1202号 横浜市中区選 挙管理委員会	平成24年9月28日中選管第93号による「行政文書の開示請求に関する非開示決定に対する審査会への諮問について（平成24年4月16日中選管第3号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
	行政文書の開示請求に関する非開示決定に対する審査会への諮問について（平成24年4月16日中選管第3号）
答申第1203号 横浜市南区選 挙管理委員会	平成24年9月28日南選管第61号による「平成23年度南選管第124号の非開示決定に対する異議申立てに関する諮問について（平成24年度南選管第6号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
	平成23年度南選管第124号の非開示決定に対する異議申立てに関する諮問について（平成24年度南選管第6号）
答申第1204号 横浜市港南区 選挙管理委員会	平成24年9月28日港南選管第81号による「平成23年12月28日付港南選管第124号に対する平成24年2月15日の異議申立てについて（平成24年4月16日港南選管第1号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
	平成23年12月28日付港南選管第124号に対する平成24年2月15日の異議申立てについて（平成24年4月16日港南選管第1号）
答申第1205号 横浜市保土ヶ 谷区選挙管理 委員会	平成24年9月28日保選管第57号による「異議申立書に対する諮問について（平成24年2月15日申立）（平成24年4月保選管第2号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
	異議申立書に対する諮問について（平成24年2月15日申立）（平成24年4月保選管第2号）

答申番号及び 実施機関	諮 問 件 名
	行政文書名称
答申第1206号 横浜市旭区選 挙管理委員会	平成24年9月28日旭選管第58号による「平成23年12月28日旭選管第79号による非開示決定に対する異議申立ての諮問について（平成24年4月旭選管第2号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
	平成23年12月28日旭選管第79号による非開示決定に対する異議申立ての諮問について（平成24年4月旭選管第2号）
答申第1207号 横浜市磯子区 選挙管理委員 会	平成24年9月28日磯選管第67号による「平成23年12月28日磯選管第149号による非開示決定に対する異議申立ての諮問について（平成24年4月16日磯選管第2号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
	平成23年12月28日磯選管第149号による非開示決定に対する異議申立ての諮問について（平成24年4月16日磯選管第2号）
答申第1208号 横浜市金沢区 選挙管理委員 会	平成24年9月28日金選管第70号による「異議申立てに係る横浜市情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（平成24年4月金選管第1号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
	異議申立てに係る横浜市情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（平成24年4月金選管第1号）
答申第1209号 横浜市港北区 選挙管理委員 会	平成24年9月28日港北選管第113号による「平成23年12月28日港北選管第132号による非開示決定に対する異議申立ての諮問について（平成24年4月4日港北選管第1号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
	平成23年12月28日港北選管第132号による非開示決定に対する異議申立ての諮問について（平成24年4月4日港北選管第1号）
答申第1210号 横浜市緑区選 挙管理委員会	平成24年9月28日緑選管第81号による「平成23年12月28日緑選管第109号による非開示決定に対する異議申立ての諮問について（平成24年4月緑選管第1号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
	平成23年12月28日緑選管第109号による非開示決定に対する異議申立ての諮問について（平成24年4月緑選管第1号）
答申第1211号 横浜市青葉区 選挙管理委員 会	平成24年9月28日青選管第92号による「非開示決定に対する異議申立ての諮問について（平成24年4月青選管第4号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
	非開示決定に対する異議申立ての諮問について（平成24年4月青選管第4号）
答申第1212号 横浜市都筑区 選挙管理委員 会	平成24年9月28日都選管第87号による「行政文書の開示請求に関する非開示決定に対する異議申立てについて（平成24年4月11日都選管第5号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
	行政文書の開示請求に関する非開示決定に対する異議申立てについて（平成24年4月11日都選管第5号）
答申第1213号 横浜市戸塚区 選挙管理委員 会	平成24年9月28日戸選管第55号による「平成23年12月28日戸選管第83号による非開示決定に対する異議申立ての諮問について（平成24年4月16日戸選管第3号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
	平成23年12月28日戸選管第83号による非開示決定に対する異議申立ての諮問について（平成24年4月16日戸選管第3号）

答申番号及び 実施機関	諮 問 件 名
	行政文書名称
答申第1214号 横浜市栄区選 挙管理委員会	平成24年 9 月28日栄選管第57号による「平成23年12月28日栄選管第78号による非開示決定に対する異議申立ての諮問について（平成24年 4 月16日栄選管第 1 号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
	平成23年12月28日栄選管第78号による非開示決定に対する異議申立ての諮問について（平成24年 4 月16日栄選管第 1 号）
答申第1215号 横浜市泉区選 挙管理委員会	平成24年 9 月28日泉選管第56号による「平成23年12月28日泉選管第82号による非開示決定に対する異議申立ての諮問について（平成24年 4 月泉選管第 2 号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
	平成23年12月28日泉選管第82号による非開示決定に対する異議申立ての諮問について（平成24年 4 月泉選管第 2 号）
答申第1216号 横浜市瀬谷区 選挙管理委員 会	平成24年 9 月28日瀬選管第85号による「平成23年12月28日瀬選管第174号による非開示決定に対する異議申立ての諮問について（平成24年 4 月12日瀬選管第 1 号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
	平成23年12月28日瀬選管第174号による非開示決定に対する異議申立ての諮問について（平成24年 4 月12日瀬選管第 1 号）
答申第1217号 横浜市中心農 業委員会	平成24年 9 月28日中央農委第111号による「平成23年12月28日中央農委第206号による非開示決定に対する異議申立ての諮問について（平成24年 4 月16日中央農委第 5 号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
	平成23年12月28日中央農委第206号による非開示決定に対する異議申立ての諮問について（平成24年 4 月16日中央農委第 5 号）
答申第1218号 横浜市南西部 農業委員会	平成24年 9 月28日南西農委第128号による「平成23年12月28日南西農委第277号による非開示決定に対する異議申立ての諮問について（平成23年度南西農委第344号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
	平成23年12月28日南西農委第277号による非開示決定に対する異議申立ての諮問について（平成23年度南西農委第344号）
答申第1219号 横浜市固定資 産評価審査委 員会	平成24年 9 月28日横固第105号による「平成23年11月29日の非開示決定に対する平成24年 2 月 8 日の異議申立てについて（平成24年 4 月16日横固第 1 号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
	平成23年11月29日の非開示決定に対する平成24年 2 月 8 日の異議申立てについて（平成24年 4 月16日横固第 1 号）
答申第1220号 公立大学法人 横浜市立大学	平成24年 9 月28日総第228号による「平成24年 2 月 8 日付の異議申立てについて（平成24年 4 月総第 3 号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
	平成24年 2 月 8 日付の異議申立てについて（平成24年 4 月総第 3 号）

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年9月28日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成24年10月18日 (第144回第三部会) 平成24年10月25日 (第216回第一部会) 平成24年10月29日 (第223回第二部会)	・諮問の報告
平成24年11月19日	・異議申立人から意見書を受理
平成25年2月15日 (第151回第三部会)	・審議
平成25年3月7日 (第152回第三部会)	・審議
平成25年3月18日 (第153回第三部会)	・審議
平成25年4月4日 (第154回第三部会)	・審議
平成25年5月16日 (第156回第三部会)	・審議
平成25年5月30日 (第157回第三部会)	・審議